やむを得ない事情がある場合の事後申請にかかる理由書

介護保険における住宅改修は、平成１８年度の制度改正において事前申請制とされており、事前申請がされていない場合は保険給付の対象となりません。ただし、やむを得ない事情がある場合で事後申請となる場合は、経過等を含め理由書を提出してください。

介護保険法施行規則　抜粋

　第七十五条・第九十四条

　居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護（要支援）被保険者は、住宅改修（法第四十五条第一項に規定する住宅改修をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、**あらかじめ、第一号から第四号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類を提出し**、住宅改修が完了した後に第五号から第七号までに掲げる書類を提出しなければならない。

事後申請となった理由

1. 事前申請ができず着工した理由（やむを得ない事情）
	* 新規申請中であったが、早急に住環境を整える必要があった。

* + 予定より早く急遽退院が決まり、早急に住環境を整える必要があった。
	+ 急激なＡＤＬの低下により、早急に住環境を整える必要があった。
	+ 家族施工である。

※やむを得ない事情とは、住宅改修を行おうとするときに**申請を行うことが制度上困難な場合**等を言います。上記の理由以外でやむを得ない事情がある場合に限り、事前申請なしの事後申請にかかる相談をお受けいたします。

1. 最初に相談を受けた日から着工までの経過（(1)→(5)の時系列で簡潔に）

(1)最初に相談を受けた日 　　　　　年　　　　　月　　　　　日

　　(2)現地にて立会・調整・確認 　　　　　年　　　　　月　　　　　日

　　　 立会者（氏名）

　　　　・ケアマネジャー （事業所名）

（担当者名）

　　　　・施工業者 （業者名）

（担当者名）

　　(3)見積、図面等受取　　　　　　 　　　　　年　　　　　月　　　　　日

　　(4)着工　　　　　　　　　　　　 　　　　　年　　　　　月　　　　　日

(5)完工　　　　　　　　　　　　 　　　　　年　　　　　月　　　　　日